

なは市民活動支援センター

なは市民協働プラザ2階のなは市民活動支援センターでは「地域を良くしたい」という思いを持ち活動している団体・個人を繋げる場として市民活動団体の交流カフェを毎月第4金曜日(12時～15時)に開催しています。

市民活動交流カフェ(Fun日カフェ)



人材データバンク

地域の課題解決につなげることを目的に、ボランティア人材とボランティアを求める団体について、情報のリスト化を行いながら、それらを紹介することでマッチングを図ります。

環境イベントでのマッチング事例



なは市民協働大学・大学院

なは市民協働大学成果発表会



「なは市民協働大学」は協働によるまちづくりを学び、実践活動のきっかけを提供。「なは市民協働大学院」は地域課題の解決に向けた動きをつくり出す、コーディネーター的視点を持った人材の発掘育成。

小学校区まちづくり協議会

運動会(城西小学校区)



小学校区内で活動する自治会、PT(C)A及び個人・企業・事業所等、地域の全ての方々と構成する団体が、地域の課題解決を図っていくことを目的として自主的に設立された組織です。

那覇市協働大使

那覇市協働大使とは、地域や様々な分野で、まちづくりについて積極的な活動をしている方々に、これまでの活動に対する敬意と、今後の継続した活動への激励として、那覇市長から委嘱を受けた方々です。

那覇市協働大使委嘱式



自治会活動

夏祭り(鳥堀町自治会)



なはしがすすめる

『協働によるまちづくり』

地域でできることはじめてみませんか？

市では、小さな「わ」が大きな「わ」に広がる協働によるまちづくりをすすめています。「協働によるまちづくり」とは、行政だけでなく、市民、事業所、市民活動団体等の地域の構成員が、それぞれ対等で主体的にまちづくりを担っていくという考え方です。みなさんもお互いにできることを持ち寄り楽しみながら、地域でできることをはじめてみませんか。

まちづくり協働推進課 ☎861・3846

情報パック

INFORMATION

日	日時	内	内容	費	費用
期	期間	対	対象	申	申込み
場	場所	定	定員	問	問い合わせ

講座・催し物などで特に記載のないものは誰でも参加可(申込み不要)です。

お知らせ

小禄支所仮支所への移転

小禄支所は老朽化のため建替えとなり、仮支所へ移転します。そのため、現小禄支所での業務は7月31日(金)までとなります。
【仮支所移転先】イオン那覇ショッピングセンター 1階(現サイクルショップ)
【仮支所開庁日】8月11日(火)
※8月3日(月)から7日(金)は、移転準備のため、閉所します。その間は、本庁・真和志支所・首里支所をご利用ください。
☎ハイサイ市民課(小禄支所) ☎857・0086

コンビニ交付サービスを一時停止します

コンビニ交付で取得できる所得・課税証明書を新しい年度のものへと切り替える作業および、システムメンテナンスのためサービスを停止します。ご理解とご協力をお願いいたします。

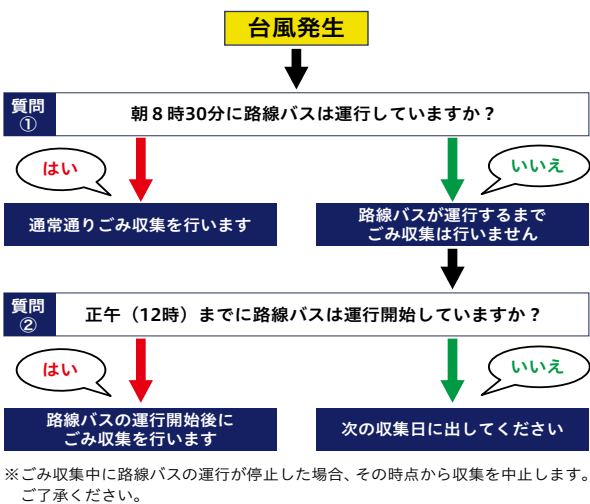
停止日時	停止対象の証明書
5月2日(土)～6日(水)	住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証、戸籍謄抄本、住民票記載事項証明書、所得・課税証明書、資産証明書
5月19日(火)	所得・課税証明書、資産証明書
6月1日(月)	所得・課税証明書、資産証明書
6月30分～23時	所得・課税証明書、資産証明書
6月30分～正午	所得・課税証明書、資産証明書

☎市民税課(所得・課税・資産証明書) ☎862・9903

☎ハイサイ市民課(その他証明書) ☎862・3274

台風時のごみの出し方について

台風時にごみを出すすと危険です。次回の収集日にごみを出すようご協力お願いします。



☎クリーン推進課 ☎889・3567

はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧施術利用券の交付(国民健康保険加入者対象)

【交付期間】5月11日(月)～予算に達し次第終了

【交付枚数】1回800円(お一人様7枚)

【申請書類】市国民健康保険証・国保世帯主の印鑑・医療機関の診察券(外科、整形外科など)

【条件】①令和元年度までの国保税を完納している ②令和元年度中に特定健診を受診しているまたは令和2年度に受診することなど、その他要件があります。事前にお問い合わせください。

※申請時に詳しい症状の聞き取りを行う場合があります。代理人の申請で症状の聞き取りが困難な場合は、申請をお断りする場合があります。

※後期高齢者医療制度対象者は対象外になりますのでご了承ください。

【注意点】・紛失した場合は再発行不可
・交付を受けた本人のみ使用可能
・施術時に、市国民健康保険の資格があること
・一人1回の施術につき1枚まで

☎国民健康保険課 ☎862・4262

識名霊園那覇市民共同墓は随時申込受付中

【使用資格】次のすべてに該当する人
①市に住民登録がある人(外国人住民は永住者または特別永住者) ②祭祀を主宰する人 ③焼骨(分骨は除く)を所持している人 ④使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵できる人 ※③④は、生前予約を除く
【受付場所】環境保全課(本庁舎7階)
【受付時間】平日8時30分～17時15分(12時～13時は除く)

区分	使用期間	使用料金	募集数
合葬室	直接合葬	永年 30,000円/壺	15,926壺
	生前予約	永年 30,000円	
	1体用	12年 82,000円	1,678室
		32年 169,000円	
	2体用	12年 164,000円	689室
合葬用納骨室	2体用	32年 338,000円	
		12年 238,000円～	31室
	特殊壇	32年 586,000円～	
短期収蔵納骨室	1体用	5年 25,000円	620室
	2体用	5年 50,000円	374室
	特殊壇	5年 100,000円	32室
参拝室	1時間	500円	

※識名霊園内の南納骨堂は老朽化のため、令和3年5月に閉鎖します。利用者は、お早めに那覇市民共同墓またはお寺などへの改葬(焼骨の移動)をお願いします。
☎環境保全課 ☎951・3229

那覇市屋外広告物条例および同施行規則の一部改正

良好な景観の形成、風致の維持または公衆に対する危害を防止するためのルールである「那覇市屋外広告物条例」および「那覇市屋外広告物条例施行規則」の一部改正案が去る2月定例会で議決されました。

禁止地域および禁止物件への広告の表示が可能になる条件の追加や、すべての屋外広告物の点検の義務化が主な改正内容です。当該改正は令和2年7月1日より施行されますのでお知らせします。

改正内容の詳細は市ホームページに掲載しておりますので、「那覇市 屋外広告物」で検索してご確認ください。

☎都市計画課 ☎951・3246

